

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名		神奈川県ライトセンター条例	
条例番号	昭和49年神奈川県条例第2号	法規集	第6編第1章第6節
所管部局室課	保健福祉部障害福祉課		
条例の概要	身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、視覚障害者のための情報提供施設である神奈川県ライトセンターの設置及び管理に関する必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	県ライトセンターは、視覚障害者の社会的自立を促進し、福祉の増進を図るために設置する必要がある。この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、県立の視覚障害者情報提供施設の設置及び管理に関して定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	県ライトセンターは、点字・録音等による図書の製作及び貸出しのほか、相談指導、訓練、ボランティア育成及びスポーツ振興等を総合的に行つており、視覚障害者への情報提供及び便宜の供与に関し、有効に機能している。	平成19年度実績 ・蔵書数：22,719タイトル ・貸出数：29,009タイトル ・相談指導等実績：291人 ・ボランティア育成講座参加者：435人 ・スポーツ施設利用者：延べ17,524人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入されており、効率的に施設運営がされている。	平成18年度から平成23年度まで日本赤十字社を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	県ライトセンターの機能の充実については、かながわ障害者計画に基づいて行われている。また、指定管理者制度を導入しており、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特記事項
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>